

第2回協議会議事録

・出席者

会長（静岡大学 色川教授）

副会長（静岡県立沼津東高等学校 神田校長）

委員 市川氏（沼津市消費生活サポーター）

静岡県労働金庫沼津支店 梅本支店長

沼津市連合自治会 榊原会長

沼津市民生委員児童委員協議会 桐澤会長

静岡県弁護士会 渡邊弁護士

静岡県司法書士会 鈴木司法書士

学校教育課、生涯学習課、福祉企画室、長寿福祉課、地域自治課、障害福祉課 各職員

消費生活相談員

・事務局

消費生活センター所長、職員2名

<事務局>

定刻となりましたので、只今から、平成 30 年度第2回「沼津市消費者教育推進地域協議会」を開催いたします。

皆様、本日はご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、広報広聴課消費生活センター 山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、お手元の資料の確認をお願いいたします。

ホッチキス止めの資料が3つございます。

1つが、表紙が次第となっているもの。こちらには本日の席次表や委員名簿等の参考資料をとじさせていただいております。

【参考：配布資料その1内容】

- ・次第
- ・席次表
- ・委員名簿
- ・消費生活展チラシ
- ・第4回くらしのセミナーの開催について

そして2つ目、表紙タイトルが「平成 30 年度消費者教育の取り組み方針について」となっているものです。

【参考：配布資料その2内容】

- ・取り組み方針
- ・第1回協議会における指摘事項
- ・事業一覧
- ・取組状況集計結果

本日の協議会の前半では、こちらをメインにご覧いただければと思います。

そして3つ目、表紙タイトルが「平成31年度(2019年度)消費者教育の取り組み方針について(案)」となっているものです。

【参考:配布資料内容】

- ・取り組み方針(案)
- ・国基本方針(概要)
- ・県推進計画(概要)
- ・イメージマップ

それでは、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。

なお、本日出席されております委員については、お配りしております委員名簿及び席次表を参考にさせていただきたいと思っております。

<事務局>

それでは、次第の2、会長挨拶にうつります。色川会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

<会長>

みなさん、おはようございます。

国も含めて、消費者教育の推進については、色々な方策を考えているようですが、なかなかうまくいかないところがございます。特に、沼津市くらいの自治体さんについてはなかなかどこも苦労されていて、本当に精いっぱい、できる範囲で努力されているところが多いのが現実だと思います。

ですので、こちらでできることはもちろん、地域生活ですね、いろいろ推進していただくのは結構なのですが、不自由なところがあれば、逆に国に対して、県に対して色々な形で意見をあげていくことが大事だと思っていますので、この会議を含めて、色々な意見が出て、その中で要望等出てきましたら、それは意見をあげていただきたいと思います。今日はよろしくお願いたします。

<事務局>

色川会長、ありがとうございました。では、これより次第3、議事に移ります。ここからは、色川会長に進行をお願いいたします。

<会長>

それでは、議事に移りたいと思います。議事が3つありますので、1つずつ進めていきたいと思います。それではまず「(1)平成30年度 消費者教育推進計画事業計画に関する取組の実績報告」について、事務局からお願いします。

<事務局>

では事務局より、平成30年度の実績報告ということで説明をさせていただきます。資料は、「平成30年度消費者教育の取り組み方針について」が表紙になっている資料をご覧ください。

まず、「1 消費者教育推進上の各主体事業数」ですが、3枚めくっていただいて、A3資料「事業一覧」をご覧ください。本年度につきましては、全63の事業が各主体から市内における消費者教育推進に関わる事業として報告を受けました。

庁内各部署においては、各事業について当初の目的に対する達成度として評価を依頼したところ、多くの部署で目的を達成できたとの回答を得ることができました。

それら各事業を、重点目標ごとに分類・集計したものが、「2消費者教育推進上の重点目標別の実施状況・達成度内訳について」にかかってきます。第1回協議会でもご説明しましたが、今年度は、再掲を含みますが消費者教育に関する事業数が増加しました。各重点目標の内訳や評価の集計結果につきましては、さらに1枚めくっていただく「沼津市消費者教育推進計画 平成30年度事業取組状況 集計結果」となっておりまして、そちらで確認いただくことができます。

本来なら、各事業についてご意見をいただきたいところですが、ご覧のとおり数も膨大であることから、ここからは事業実施状況を踏まえ、第1回協議会で今年度の重点取り組みとしてご説明しました、「3 平成30年度消費者教育における重点取り組みの振り返りと次年度の方向性」として、ご説明したいと思います。

ここからは、お手元の資料に加え、前方スクリーンを利用し、パワーポイントも用いてご説明したいと思います。

(パワーポイントを利用し説明)

まず(1)各主体における取組に関する情報集約と情報発信についてご説明します。これについては主に沼津市消費生活センターFacebook ページや啓発チラシ「たからっこ通信」、広報紙、庁舎1階市民モニター等各種媒体を活用し、市民に対し情報発信を行いました。Facebook では主に出席講座等の活動報告や国民生活センター、消費者庁が発信している消費者トラブルについての注意喚起、関係部署の活動紹介を行いました。

それに加え、継続して作成しております「たからっこ通信」の定期作成・配布や市民課モニター等を活用し、より多くの市民のみなさんの目に触れるよう努めました。

また、今年度はおよそ3ヶ月ごとに広報ぬまづ内にも「消費者トラブルにご注意」という

ことで、その折消費生活センターで多く相談をお受けした事例について、市民のみなさまに対し注意喚起を行いました。内容については「6月15日号:強引な押し買いにご注意を」「9月15日号:不審なメールに御用心」「12月1日号:インターネット契約について」と掲載し、3月15日号では「送り付け商法に気をつけて」として掲載を予定しています。

その他、本年度は「沼津市消費生活川柳」ということで、市民のみなさまから募集したところ、2月15日時点で65作品をいただくことができました。10月には一度途中経過として各地区センターへ作品を紹介し、今後は3月に開催します消費生活展において全ての作品を掲示し来場者へPRするほか、次年度以降はたからっこ通信や出前講座等でも使わせていただければと考えています。

川柳に加え、本年度は新たに庁舎1階渡り廊下の脇に、消費生活センター啓発用の掲示板も設置しました。職員による手作りではありますが、こちらを用いて啓発グッズやリーフレットを配架したところ、多くの市民の方がグッズやリーフレットを手にする様子も確認でき、消費生活センターのPRにもつながっているのではないかと考えております。

情報の集約・発信については、特に発信はこうした各種媒体を複合的に使うことで、少しずつ市民のみなさまの意識にも浸透していくのではないかと考えておりますので、継続していきたいと考えておりますし、年代別でのたからっこ通信の作成など、既存のものも少しずつバージョンアップできればと考えています。併せて、各主体における事業についての情報収集についても、アンテナを高く実施できればと考えています。

では続いて、(2)高齢者見守りに向けた地域包括支援センターとの連携強化についてご報告します。このことについては、まず年度当初、地域包括支援センター運営会議にて消費者被害の情報提供や出前講座の実施を依頼しました。

どちらも継続事業ですが、今年度につきましては情報提供が11件、出前講座は6回開催と、前年度より回数も増え、特に情報提供につきましては、例えば「市の職員を騙る男が訪問、貴金属の買い取りに来た」といった情報もお受けし、すぐに各支援センターに注意情報として連絡することで、被害防止や相談先としての消費生活センターの紹介につなげることが出来たのではないかと考えております。また、出前講座についても、本年度はケアマネージャーやヘルパー向けと、見守る側のみなさんからも利用申請・開催ができたことは一歩前進ではないかと考えております。

また、出前講座を実施したことにより、地域包括支援センターとの接点が生まれ、過去に消費者被害に遭っている市民の見守りのための「個別ケア会議」へ参加を要請される等、新たに連携したのもあったほか、各地域包括支援センター窓口にて、高齢者向け啓発カレンダーを配架・配布にご協力をいただくこともできました。

高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携強化については、本市計画でも重点目標としておりますが、今後も継続して情報提供等に努める他、地域包括支援センターとの連携も深めていければと考えております。

続いて(3)市内学校における出前講座の実施拡大ということで、こちらにつきましては、

年度はじめ2～3ヶ月で消費生活センター及び出前講座の紹介・PRを行いました。

小中学校においては、校長会、PTA(家庭教育委員会)、放課後児童クラブ運営委員へ出向き、高等学校、専門学校においては、各校へ個別連絡・訪問を行いました。

その結果、小学校においては放課後児童クラブ、高等学校・専門学校においても前年度を上回る回数で出前講座を開催することができました。

講座を前年度より開催できたことも大きいですが、講座開催の際、早期に資料案を作成、事前に提出することで、担当の教員の方と「こんな情報も欲しい」「こうした方が生徒にささるかも」といった打ち合わせができたことも大きかったと感じています。

例えばこの問題、「契約はいつ成立したか？」という、契約の基礎である両者合意が契約成立のタイミングだよ～という問題も、実際のやりとりの中で「どこだと思う?」「どうしてそう思った?」と、生徒に意見を聞き、コミュニケーションをとりながらお話しすることで、生徒のみなさんにも興味をもってもらえたのではないかと思います。

こうしたクイズ形式、参加形式の講座展開については、これまでも実施してきたところもあるのですが、教えるプロである教員のみなさんの助言により改善できた点も多くありました。

本件については、次年度以降も継続して力を入れていきたいと考えています。

4つ目は(4)担い手の育成・消費生活センターの拠点化として、まず消費生活サポーター事業についてご報告しますと、委嘱した市民14名の皆さんに対し、街頭キャンペーン等の消費者啓発活動や消費生活に関する研修を通じ、自立した消費者の養成とともに、消費者教育の担い手育成を図りました。

これまで、市内の施設見学や工場見学のほか、消費生活相談員による研修会、今後の沼津市政へのご意見をいただくためのサポーター会議等を開催しております。

年間を通して、様々な活動をしていただいておりますが、今後は3月下旬にサポーター会議において、本市消費者行政に対しての意見をいただく予定です。

また、沼津市新規採用職員や社会福祉協議会と連携しての出前講座を開催し、地域の見守り力向上を図りました。

特に、社会福祉協議会におきましては、本年度は前年度より多くの出前講座の開催や、サンウェルぬまづ内へ啓発リーフレットを常時配架の提案をいただくなど、地域の見守り向上に広がりを見せつつあります。

その他、昨年度同様、沼津駅周辺での街頭キャンペーンについては、県・警察・市立高校生徒等と連携しての啓発活動を実施しました。その様子はニュースでも放映され、活動のPRにもなったものと考えます。

拠点化としては、実施しております、くらしのセミナーや親子消費者教室、筋力パワーアップ教室、出前講座等を実施し、センターの周知をはかりました。それぞれの実績については画面のとおりです。

特に、出前講座につきましては、学校にも働きかけたことで実施回数や人数が大きく増加し、より多くの市民に対し、センターの周知を図ることができたと考えています。

担い手の育成・拠点化につきましては、消費生活サポーターのみなさんをはじめ、今後も各主体との連携強化を図っていきたいと考えています。

そして5つ目の(5)各団体による啓発推進につきましては、今年度も委員のみなさま、各方面で事業を実施していただきありがとうございます。

次年度以降も継続しての活動をお願いするとともに、日程等教えていただければ、できるだけ足を運び、その様子を Facebook で紹介するなどしたいと考えておりますので、よろしければご連絡ください。

また、第1回協議会でも申し上げましたが、まずは各主体間、協議会間での連携を広げていければと考えておりますので、またアイデアなどいただけると幸いです。

最後に、資料中に、第1回の協議会においていただいた意見について、改善点・今後の方針等について、事務局としての考えをまとめたものを加えております。この後の協議において、こちらも参考にさせていただきたいと思っております。

以上で平成30年度の実績報告について、事務局からの説明は以上です。

<会長>

ありがとうございました。多岐にわたりますので、どこから話してよいか難しいところですが、今見た資料のことや簡単なご質問があれば、感想でも結構です。いかがでしょうか。

<会長>

それでは、簡単なところでお伺いします。親子消費者教室の人数が少ないのにはなにか理由が？

<事務局>

これについては、本年度は7月25日の、小中学生が夏休みに入った時期を狙って企画をしたのですが、実はその時期というのが市内の様々な部署での親子向けの企画が重なる時期でもありまして、少し言い訳になってしまうかもしれませんが、そこでの人数の取り合いに負けてしまったと、PR不足だったと反省しているところです。

<会長>

企画の中身については、どのようなことを行ったのですか？

<事務局>

中身については、昨年度までは食品添加物のことや牛乳パックからハガキをつくるといった内容で実施していたのですが、それも毎年同じことをしていたからか、人数が落ち込んでいく状況もありまして、今年は中身を変えて工場見学とし、市内の公共施設である狩野川西部浄化センターや富士通株式会社沼津工場の見学を通して、日々のくらしや消費者として考えてもらいたいという趣旨で企画しました。参加していただいたみなさんは、満足していただいたと思うのですが、人数という結果には結びつかなかったため、それについては次年度以降の検討課題と考えています。

<会長>

わかりました。

労働金庫関係がお金関係の教材を使ったゲームをしていて、結構好評と聞いているのですが、そういったものを利用するといった形もありかと。いろいろ考えていただいて。

<事務局>

いろいろな形でのアプローチの仕方があると思いますので、次年度以降、考えていきたいと思います。

<会長>

今、簡単なことを伺いましたが、何か気がついたこと等あれば。わからないところでも良いと思いますが、いかがでしょうか？

<会長>

去年よりすごくやっているのが良く分かったのですが、前に申しました通り、心配事が一つありまして。事業って継続して意味があると思います。

例えば、山口さんが異動されたり、朝倉さんが異動されたり、相談員さんが変わったりしたときに対応できる状況にあるのかどうか心配で。

つまり引き継ぎを含めて、確実に、今年度の結果が今後も続けていけて、さらに上乗せできる状況にあるのかどうか心配なのですが、いかがでしょうか。

<事務局>

今年度は、特に出前講座については、かなり積極的に行いましたが、今後、講座の準備をするにあたってデータベース化といいますか、高齢者向けには何パターンとか、高校生についてはSNSを重点的に置いたものでしたり、一人暮らしを想定して、トラブルを紹介したり等、データベース化に努めています。

これらについては、例えば次年度担当が変わったとしても、それらを使って、同じような講座ができるようにはしておりますし、積み重ねていくことで、市としても、みなさまに提供できるものも増えていくと思いますので、そうした意識で行っております。

<会長>

一番簡単なことを聞くのを忘れていました。出前講座等や各事業は、役割分担はどのようにしているのですか？

<事務局>

出前講座につきましては、消費生活センターの職員全員で実施しております。そうした状況もありますので、全員が同じような内容で実施できるように、資料のデータベース化というのはしっかり行わなければならないと考え、今年度は実施しています。

<会長>

わかりました。

それでは、順番に聞いていきたいと思います。「各主体における取組に関する情報集約と情報発信」のところからいきましょうか。

Facebook を含めて、たからっこ通信など色々なことを実施されていますけれど、ご質問やご意見はございますか？

<会長>

みなさん、たからっこ通信は読めますか？手には取られていない？

<事務局>

そこについては、ぜひ正直な感想をいただければと。今回、色々な形で配架したつもりではあるのですが、実際にみなさんご覧になっていただけているのか、逆にどこだったら見るのか、教えていただければ次年度にどこに配架しようとかアイデアにつながると思っていますので、ぜひ率直な感想をいただければ、ありがたいです。

<会長>

いかがですか？見られたことがある方含めて、何かあれば。

<鈴木委員>

私自身、すべて目を通してはいるわけではないのですが、率直な感想として、高齢の方が目にするには情報量が多いのかなといった感想は持っておりますので、もう少し内容を簡略化しても良いのかなと思いました。

<会長>

ありがとうございます。対象をどこに焦点をあてるで、書き方も変わりますよね。

<事務局>

前回の協議会の時も指摘していただいたところにつながるかと思いますが、高齢者に対してですと、情報量が多い、文字が小さいといったご意見をいただいておりますので、次年度以降は、現在考えております、各年代に応じたたからっこ通信というものも作ってみたいと考えております。

今のところ、たからっこ通信は、だれが見ても、それなりの情報が入るように、一般向けとなるように考えているのが正直なところですので、そうしますと今のご意見が出るのはもったもだと思っておりますので、しっかり考えていきたいと思っております。

例えば、高校生や専門学生に対してですと、QRコード等も使えば、みなさんスマートフォンもお持ちですし、「より詳しい情報はこちら」といった情報提供の仕方もあるのかなと。

実際にやってみないとわからない所もあるので、次年度は取り組んでみたいと思っております。

<会長>

今のお話ですと、たからっこ通信のほか、広報紙もありますが、何かすみわけはあるのですか？広報紙に書いてあるようなことを書くことはない？

<事務局>

内容としては、重複しないようにしています。発行時期、掲載時期が重なっていないというのがあるのですが、基本的な考え方としては、その時に消費生活センターでよく受けている相談の事例を紹介しています。たからっこ通信については、広報ぬまづへの掲載時期の間に入り込むように、3ヶ月周期で発行しています。

<会長>

わかりました。その他いかがでしょうか。

<会長>

これからだ、消費生活展が一番の機会ですよ。

<事務局>

そうですね。この後の一番のPRができるのが消費生活展ですので、現在そちらの準備を鋭意進めているところです。

第1回協議会の時にご指摘いただきました、ブースの活用の仕方については、例えば小さなお子様でも参加してもらえるような、めくりクイズみたいなものも作ってみたいと思いますし、毎年、液晶画面を使って啓発用DVDを流しているのですが、そちらについても、例えばお子さま向けといったものはこれまでほとんど流したことがないため、少しずつ工夫を加えていくことで、より消費生活センターのブースにみなさんが足を運んでいただけるように、準備しております。

<会長>

ありがとうございました。いかがですかね、庁舎内の啓発用掲示板見られた方、いらっしやいますか？

<事務局>

掲示板は、昨年12月から掲示しています。消費者被害防止月間にあわせて、何か新しいことができないかと考え、実施しました。

<会長>

よろしいでしょうか？また、何か気がついたことがあれば言っていただいて、次の「(2)高齢者見守りに向けた地域包括支援センターとの連携強化」について、内容を見ていただいて、何かご質問やご意見ありますでしょうか？

<会長>

簡単な質問でもよろしいでしょうか？個別ケア会議に参加されたと出ていましたが、これは、何かカウントはされているのですか？例えば「〇〇会議△回」といった、出前講座のように計上はしないのですか？

<事務局>

個別ケア会議については、今年度声をかけられたのは1回なのですが、それをどこかでカウントしているかと言うと、現時点ではそこについて考えは及んでいませんでした。今回ご紹介したのは、地域包括支援センターとの連携の中で、先方から享祿を依頼されて実施したということで、つながりができてきたという報告のつもりでした。

個別ケア会議については、次年度以降も同様の要請がありましたら、ご協力していきたいと思ひますし、次年度以降の様子をふまえて考えていきたいと思ひます。

<長寿福祉課>

個別ケア会議というのは、個人のケースに対して、色々な方、地域や民生委員さんもそうですし、色々な方がその方に対してどういうアプローチをしていくか、どういった支援をしていくかといふことを、その地域における課題や問題点を抽出する場であって、今回はたまたまそういった被害に遭われた方のケース会議をするということと呼ばれたと思ひます。そのため、センターの活動とは、直接は結び付かないといふか、ここでいう事業とは少し違う視点なのかなという気がします。

地域包括との連携も良いのですが、センター間でかなり温度差もあるので、もう少し積極的に。出前講座はとても良いことだと思うので、どんどん組み込んでいく形で、また社会福祉協議会との連携というのもありましたが、社会福祉協議会は、子どもも親子も障害者も高齢者も、すべて接点をもっているところなので、ここでの連携をもっと強化していく方が良いのかなと思ひました。

高齢者といつても、市民の1/3が高齢者なので、その視点は忘れないでほしい。特別扱いではなく、推進していただきたいと思ひます。

<会長>

ありがとうございます。そうすると、個別ケア会議っていうのはすごい数をされているのですかね？常時いろいろなことが出てくる？

<長寿福祉課>

そうですね。そして個別ケア会議を行う中で地域課題が出れば、さらに大きな会議の中で、今回のように呼ばれることもあるかもしれません。

<会長>

わかりました。ちなみに、地域包括支援センターって何ヶ所くらいあるのですか？

<長寿福祉課>

11ヶ所です。

<会長>

ありがとうございます。いかがでしょう。今の意見を含めて。ご意見ご感想あれば。

<渡邊委員>

地域包括支援センターへの情報提供11件というのは、センターの方から情報提供したというものなのか、それとも地域包括支援センターから提供したものなのか、どちらですか？

<事務局>

基本的には、地域包括支援センターからいただいた情報を、こちらから注意情報を含めた注意喚起情報としてまとめ、メール発信といった形で各地域包括支援センターへ情報提供したものが11件です。

今年度は緊急性や被害拡大の可能性をふまえて情報提供しているのですが、普段の相談の中でもそのような情報をつかんだ際には、各地域包括支援センターへ情報提供していくということは十分考えられます。

<渡邊委員>

消費生活センターの方で、情報提供を受けて、何か行動を起こしたということはないのですか？

実際に、地域包括支援センターさんの方で、こういった被害を受けている方が実際にいらっしゃるという情報提供を受けて、消費者被害の救済に向けて、何か動いたということはないのですか？

<事務局>

地域包括支援センターには消費生活センターへ相談していただくよう、お話をさせていただいておりますし、その結果、相談を受けた事例もございますので、そのように対応しています。

<渡邊委員>

ちなみに、どれくらいの件数ですか？

<事務局>

今年度は2件(11件中)です。

<渡邊委員>

相談につながって、その後どうなったかというのはわかりますか。相談の結果、救済につながったとか問題解決につながったとか。

<事務局>

申し訳ありません。手元にそこまでの資料を用意しておりませんでした。

<渡邊委員>

見守りの関係で言うと、お互いにどこまでの情報を提供できるかわからないのですが、お互いに情報提供したうえで、特に消費生活センターの方で言うと、どういうふうな形で相談を受けて、最終的にどうなったのか、例えば被害回復ができたとか解決ができたという場合には、その結末まで情報提供ができると、地域包括支援センターの方も、仮に消費生活センターへつなぐとどういったメリットが本人にあるのかどうなのかが見えないと、結果が見えなくてわからない、ただ相談だけつないでも、そのあとがどうなっているのかわからなければ、全体の見守りや消費生活センターも含めた見守りが実現しにくくなってしまふのかなと思うので、最終的に消費生活センターへつないでいただいた案件でこういった解決ができて、被害に遭われた方についてもこうした救済ができましたという形での、再度の情報提供ができれば。

ただ消費者被害情報がありますよというのではなくて、もし解決できた案件があれば、それも併せて発信された方が良いと思います。

<会長>

おっしゃる通りです。大変なところですけど、消費生活センターに来れば良いものではなく、そこから先も大事なので。

<事務局>

確かに、これまでは「ご相談がありました」というところで情報発信をし、そこでとまっていたというのが正直なところだと思いますので、報告の部分については次年度以降、改めていければと思います。

<会長>

市によっては件数の数え方もいろいろ工夫していますので、そういうものを参考にされると、もう少し分かりやすいかもしれません。

<会長>

それでは、続いて「(3)市内学校における出前講座の実施拡大」のところはいかがでしょうか。

<会長>

これ、感触として来年度以降も来るかなという感じはしますか？

<事務局>

感触としては、放課後児童クラブについては、来年度以降もぜひという声をたくさんいただいておりますので、次年度も同様をお願いできるのではないかと考えております。

高等学校におきましても、毎回必ずアンケートをとり、先生方からも感想をいただいておりますと、教員ではない外部の人間に注意喚起されることは刺激になると思うので、次年度以降も協力してできれば良いというお話はいただいているのですが、次年度以降もまたご要望いただけるかというのは、市としましても独自の取組として高等学校へ力を入れていくとしておりますので、待ちの姿勢ではなく、次年度以降も積極的に挨拶等させていただければと考えております。

<会長>

以前もお話したと思うのですが、県教委を通して「社会への扉」というのが国からおりてきていて、恐らく沼津東高等学校さんもそうだと思いますが、全校へ出回っていると思います。それを利用することとなっておりますので、内容が被ってしまうところがあると思うのですが。

<事務局>

内容として、被っている部分は正直あると思います。市としては、ご要望いただければ授業やLHR、学年集会等、色々な形で情報提供していきたいということで、直接教育現場の方で、冊子以外での情報提供の方法として、消費生活相談員からも実際の相談事例の紹介等、消費生活センターだからこそそのメリットをご説明させていただきながら、ご挨拶させていただいております。

<会長>

これは妄想の部分もあるのですが、本来なら、例えば「社会への扉」が配られるということがわかっているのですから、市で十分検討して、自分たちで使える事例も考えて、社会への扉を利用した、沼津市消費生活センターのアイデアを入れた、授業の提案ができると理想的ではないかと思えます。

<事務局>

私共もまだまだ勉強中ですがけれども、学習指導要領も目を通している中で、「授業でお話しするならこのような感じでどうでしょう？」とか「指導要領をふまえて、このようなお話

ができます」「社会への扉を使ったらこのようなことができます」といった情報を今後はまとめて、各校へお話しすることができれば、より多くの高等学校からもご依頼いただけるのではないかと考えているのですが、そこについては大きな課題だと感じております。

<会長>

やっぱり、職員も研修に行く機会が本当は必要だろうなと。国民生活センターも年に何度か、職員向けの消費者教育関係の研修を実施していると思いますし、県も実施していると思いますが、積極的に行ってみると、もっといろいろなアイデアが掴めるかなという気がします。

<神田委員>

今、お話がありました「社会への扉」、消費者庁の教材ですけれども、3日前の通知だったので持ってきたのですが、県民生活課と県教育委員会の連盟の通知で、次の新1年生用の教材を4月までにお配りしますという内容の通知でした。また届いたら目を通したいと思いますが、やはり改良を重ねてというか、そういった状況で作っているのかなと。

また、今の教材の指導書というのもついているのですが、それを使ってみてどうだったかという、教師側からのアンケートも出すようにと言われているので、そういった意味では学校の授業の現場で、どのように活用できるかという取り組みはなされていると思います。

少し補足になりますが、高等学校の立場としては、今の中学2年生が高校3年生になったら、その年度で、人によって「あなたは成人」という時代がもう目の前と理解しているのですが、そうしますと、それって大きな話だよなと、我々は捉えております。

学校の教育現場での意識が強まっていくのはまだまだこれからという途上だと思いますけれども、なぜかという、高等学校というのは、いわゆるPTAのP、ペアレンツという考え方と18歳の中にあなたは成人というのって、なかなかイメージとして「わかった」とはならない現状があるので、そういった意味での高等学校での課題意識は非常に大きいものがあると思います。

こういったことも含めて、高校生に対する生徒指導・生活指導のあり方という、広い意味もこめて消費者教育の本来的な意義をいかしていくというのが大切だと思います。

<会長>

本当は、社会への扉を使った授業を見せていただけたらね。いろいろ参考になるかもしれませんが。

<事務局>

そうですね。沼津市には東部県民生活センターもございますし、実際やりとりもありますので、機会をいただければぜひ顔を出したいと思います。

< 渡邊委員 >

高校については、今神田委員からもお話があって、成人年齢が引き下げられるということで、喫緊の課題だと思うので、高校の方では消費者教育をなんとかしなければいけないとことがあるかと思うのですが、結局のところ、早い段階から取り組んでいった方が消費者教育の意義を考えれば、中学校、あるいはもっと下の段階からと思うところもあるのですが、実際現場と関わっている中で、中学校はよく県の消費者教育の会議の中でも、教育関係者の方から「中学校は〇〇教育というものがあすぎて、消費者教育を優先的に言うかと言うと、そのような時間はありません」と言われることもあったりするのですが、実際に成人年齢が引き下げられることが決まったことによって、何か消費者教育の見方というものが変わっているのか、感じる場所があれば教えてください。

< 事務局 >

小学校・中学校に対して、正直、教育現場の方と直接やり取りができているかと言うと、ほとんど出来ていなくて、大きな課題かと思うのですが、例えば先ほど報告した放課後児童クラブ等、実際に現場で働かれている方とお話している中では、「子どもたちもこれから大変な時代になっていきますよね」といったお話もありました。そうしたところから察するに、先生方の中でも成年年齢引下げというのは、これから考えていかなければならない課題と思っていただけていると思います、一方、私の知人、中学校の教員もおりますが、やはり忙しいという話も聞きます。これまでは出前講座という形で授業等の時間の一部を使ってくださいということがメインだったのですが、例えば簡単な情報提供。担任の先生から「消費生活センターからこのようなトラブルの情報があったよ」と話題にあげてもらえるような情報提供のように、様々な形での情報発信も必要かと考えています。

実際、現状では資料提供等も小中学校に対しては積極的に行えていないということもありますので、まずはできる所から、実施していきたいと考えています。

< 会長 >

消費者教育という言葉は、例えば家庭科の中では「身近な消費生活と環境」という4領域の1つから、今度の学習指導要領の改訂で「消費生活と環境」となっていて、3領域の1つになっています。そのため、家庭科では実施しているはずなので、そうした先生方へのサポートというのもすごく大事です。もちろん先生方も教材研究を行えば良いのですが、何か新しい情報があれば提供してあげるというのも大事な仕事かなと。なので、出前講座だけではないと思うんですね。そういった点もふくめて考えていただければと思います。

< 会長 >

それでは続いて「(4)担い手の育成・消費生活センターの拠点化」について、ご質問・ご意見があればお願いします。

<市川委員>

サポーターと言うといろいろあるかと思うのですが、市が実施している中で1年経つのですが、最終的にこれからどうしようという方針等も前回の研修会で聞いて、感触としてはサポーターとしても毎年講習があつて、前年まではサポーターではなかった(消費生活モニター)なのですが、スーパーなどで価格調査をして、全国や県と比較してという話があつて、その時に、この協議会ということで消費者代表として募集があり、そのままサポーターもしているのですが、やっとどういふことなのかというのが見えてきたというか。

やはり、サポーターのみなさんの言うことが「サポーターをしています」と名札をつけて歩いているわけではないですけど、各町内に戻った時に、自治会の役員ではないのですが、その中に入って、自治会と連携して役割ができないかなといった方も前回いらつしたのですが、我々は教育を受けている立場ではないのですが、色々な話題や出前講座等の研修の機会をいただいているのですけれども、結局単発で終わってしまうんですね。啓発活動として駅前で行っているのですが、弁護士会の方もいらつしやるし警察の方もいらつしやるのですが、15分たったら帰ろうかと言う雰囲気というのもおかしいのですが、歩行者に渡して、それが実際に伝わっているのかなと。それよりも街頭演説のように並んで立って、大きな声でアピールした方がグッズをもらわずとも耳に入ってくるんですね。

この前のサポーター会議でも、意見があつたんですけど、テレビって意外だなと。消費者協会の会長も言っていたんですけど、あれ全部でたらめ言っているのに、当たり前のようにみんなCMしているじゃないですか。たとえば「あれは嘘だから信用しないでください」とかね、そういうことをなぜしないのかなと。それは雑談の中なんですけれども、サポーター会議の中で今までなかったんですけども、協議会とも全然雰囲気が違うんですけども、ああいう場でみんなざつぱらんに話すんですね。子どもはどうか教育の話もするし、おばあさんが騙されたとか、みんなざつぱらんに。役所の方もメモをとってくれて。そういうのってこの会議で反映されるのかなと。3年間たつちやいますから。私も次回からやらないんですけども、先ほど会長もおつしやつたように、担当が変わると、これから担い手を作っていこうといっても、自治会の会合に行ってもそんな話は出てこないんですね。地域には民生委員の方もいるし、地域包括支援センターも知っていますけれど、みなさん役所の方がいらつしやるんで、ひとりひとりどうだとかは言えないんですけど、困っている方もいるんですよ。でも、役所にいってもだめだとか。地域包括支援センターに言ってもだめだとか。営業だけで無理矢理施設に入れようとしているとか。いろんな意見が耳に入ってくるんですけどね。役所の方に言ってもだめなんですかね？先ほどあつたんですけど、消費者が騙されるよりも、そっちの方で騙されてるというか、嫌な目にあつてる人が結構いるんですよ。こういう世の中で、この場に役所の方もいろいろ出てきているので、そういうざつぱらんな話ができる会の方が良いんじゃないかなと。サポーター会議も参加して、そういう会合の方が、意見もざつぱらんに出てくるし、役所の方も受け入れてくれているし。それが会議で反映されていないって言うとおかしいですけど。私

は出ているんで、全部言えば良いんでしょうけれど、そうすると私一人で 1 時間でも話してしまうんで、そうじゃなくいろいろなことが複合されてこの会合があるのかと。いろいろな分野から出てきていて、消費者というのは中心にいて、代表として出てきているんですけど、私もいろんな組織に入っていますし、労働者でもあるし、自治会のそういうのも全部関わっているわけですよね。そのプロがきているわけじゃないですか。その方の意見がどういう形で出ているのか、3年間出席してきてよくわからないんです。サポーター会議と比べるとこういうのは素晴らしいと思うし、当然続いていくと思うんですけど、消費者として、私たちは 2 人出てきているんですけど、もっと多く人数が出てきて。たとえば今回は自治会の方が出てきてとか。ざっくばらんにいろんな意見が言えると。かしまった意見ばかり出ている気がするんで。そんな感じがしたんですけど。

<会長>

サポーター会議で出てきた意見というのは、こちらに来ているわけですよね。

<事務局>

サポーター会議が年2回で、前は1回目ということだったんですけども、サポーター会議の考え方としては、1 回目にどういった課題や必要なことがあるかということとざっくばらんに意見交換していただきまして、それを第2回目、3月下旬のサポーター会議で、今後どんな消費者行政を進めていけば良いか、その意見を頂戴する予定となっています。そこでいただいた意見というのは、次年度以降の事業推進の上で参考になりますし、意見もできる限り反映していきたいと考えています。そうした意見を伺うというのが、今年度行いましたサポーター会議の大きな目的の一つとなっておりますので、そこにつきましては3月下旬のサポーター会議で意見をいただき、それをまとめ、次年度以降の事業を考えていきたいと考えています。

<会長>

ここは審議会ではないので、全部の意見を実施しなければならないとは思わないのですが、やはり、サポーター会議で意見が出てきているのであれば、こうした場にあげていただいた方が。今のお話ですと、よく啓発事業の時に配布しますよね。配るだけではなく声も出した方が良いとか、いろいろ具体的な意見もあるじゃないですか。そういうのも含めて、この場に出てくれば良いと思います。

<事務局>

はい。

<会長>

ありがとうございます。他はいかがでしょう？

<桐澤委員>

昨年、一人暮らし高齢者の実態調査の時に、効果があったと書いてあったんですけれど、来年度もまた予定があれば、早めに相談してください。協力していきますので。

<事務局>

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

<会長>

ありがとうございます。それでは、「(5)外部団体による啓発推進」も含めて、何かご質問・ご意見ありましたらお願いします。

<会長>

なかなか、弁護士会さんや司法書士会さんもそうだと思うのですが、沼津でやるばかりではないんですね。

<事務局>

3月28日に、弁護士会さんはロースクールをされる予定です。

<渡邊委員>

今年は沼津でやります。

<会長>

そうなんですね。できれば、沼津でお願いします。ありがとうございます。

それでは、時間もありますので、また何かありましたら後ほどお願いいたします。議事の2番目、「平成31年度取組についての検討」について、事務局からお願いします。

<事務局>

それでは、事務局より「平成31年度取組についての検討」についてご説明します。資料は「平成31年度(2019年度)消費者教育の取り組み方針について」が表紙になっているものをご覧ください。

時間の都合もありますので、かいつまんで説明いたします。次年度以降の取り組み方針について、ぜひみなさんからも意見をいただきたいということで資料を作成しました。まず【1 状況整理】については、キーワードの抽出ということで、本市の重点目標や重点的な取り組み、県の計画や国の方針や前回の意見を踏まえ、列挙したものが資料の【1 状況整理】となっております。こちらご覧いただくと、「若年者への消費者教育」「消費生活センターの拠点化」「情報リテラシー」といったものが拾えるところで、次年度の目標を方針として考えました。

そちらが次の【2 平成31年度(2019年度)消費者教育推進の取り組み方針】にな

りまして、現在、4点考えております。1点目が「消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報集約・発信」こちら、継続して消費生活センターの認知度向上に努めていきたいと考えております。

2点目は「高齢者見守りに向けた地域団体、地域包括支援センター等との連携強化」として、こちらも市の重点目標になっております、高齢者見守りに向けた取り組みとして、しっかり行っていきたいと考えております。

3点目は「若年者に対する消費者教育の充実」ということで、こちら特に力を入れていきたいと考えています。生徒のみなさんがどういった内容なら見やすいのではないかと、必要ではないかと、意見がありましたら、ぜひこういった協議会の場だけではなく、アイデアをいただけるとありがたいので、よろしく願いいたします。

4点目は「消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知」ということで、こちら3月下旬までに固める予定ですが、次年度の消費生活サポーターの事業をですね、今度は養成講座という形で、より多くの方に担い手になっていただこうと考えているところです。担い手の育成や消費生活センターの周知のための活動をしっかり実施していきたいと考えています

また、次年度以降ということ、【3 次期計画策定に向けて(平成 31~32 年度(2019~2020 年度))】と記載させていただきました。本協議会の中で、計画の策定や見直しについて、ご意見いただくことになっております。本格的な策定は再来年度にはなるのですが、情報の整理や今後の方針の骨子について、次年度以降、みなさまからのご意見を伺っていければと考えております。事務局からの説明は以上です。

<会長>

そうすると、今までやってきたことをまずやって、プラス何か新しい事業をやることはないですかね？

<事務局>

新しくやるというよりは、これまでの事業を確実に行いつつ、バージョンアップではないですが、改善を図っていきたく。基本的な考え方としては持っています。

<会長>

次年度について、何かご意見ある方はいらっしゃいますか？

<榊原委員>

「4. 消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知」の中に費生活サポーター養成講座(予定)と書いてあるが、これはより多くサポーターを作りたいという考えだと思うが、これはいつ頃を予定している？

<事務局>

現段階では夏頃には実施したいと考えています。実施後、サポーターの方には情報提供や活動の場でご協力いただきたいと考えています。

<榊原委員>

実施することは良いのだけれども、私は自治会関係ですので、今は14名が委嘱されている？委嘱は市長からの委嘱？

<事務局>

市長名での、市の委嘱です。

<榊原委員>

そうした情報が、一般の自治会長や連合自治会長はわかりません。なので、そうした情報をしっかりと流していただいて、たとえば市川委員がしっかりと勉強していることを自治会の中で落としもらって、そこで説明、一般の住民を教育する担い手となっていただくのが一番良いです。どうせやるならそこまでやらないと。ただやるだけで、しっかりと肩書きをつけた中で、今は14名。少なくとも今は市内に28地区あるので28人くらいは育成して、しっかりと肩書きを持った方を出していただく。それによって地域で身近に勉強会ができるようになりますので、そのあたり、できれば早急に人材を育成した中で、気軽に地域で勉強会ができる場を設けた方が良いでしょう。

<事務局>

消費生活サポーターとして、今年1年間みなさんに活動していただいておりまして、我々も今年度はじめての試みということで、配慮が足りなかった部分については反省するところですが、我々としましては、消費生活サポーターとして学んでいただいた経験を地域へ落とし込んでほしいと思いますし、たとえば「これって消費者トラブルかな？」「市役所へ相談しても良いのかな？」といったことを市川委員に聞けばわかるよといった情報をみなさんに落とし込んでいくことも大切だと考えております。

<榊原委員>

今の時代、こういった役割が一番大事だと思います。我々、本日は地域自治課から加藤委員も来ていますが、いろいろな役が地域にお願いしてきている訳ですね。その中で不要なものはカットしていきながら、こうした時代に即したものを、サポーターを育成した中で、地域密着型の講師のような方を作っていく方が地域においても行政においてもメリットが出てくると思います。今、自治会の役も整理していますが、私はこうしたサポーターというのは大事な役だと思っていますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っています。

<会長>

サポーターも様々な養成の仕方があって、地域によっても特徴があると思うのですが、サポーターの養成の仕方とか、関わっていただく方法も研究すると良いかと思います。では、最後に「(3)その他」で、事務局お願いします。

<事務局>

2点ご連絡いたします。

1点目は3月17日に開催します、「ぬまづフリーマーケットフェスティバル&消費生活展」ということで、キラメッセ内プラサヴェルデで行います。ぜひみなさん、お時間ありましたらご来場いただき、場内の様子などご意見いただけると幸いです。

2点目は3月13日に第4回くらしのセミナーも開催します。生命保険文化センターから講師をお招きし、「生命保険の基礎知識」として講演いただく予定です。よろしければご参加ください。

事務局からの連絡は以上です。

<会長>

それでは、これもちまして「第2回 沼津市消費者教育推進地域協議会」を閉会します。ご協力ありがとうございました。

<事務局>

色川会長ありがとうございました。本日いただいたご意見は、次年度の取組に反映させるとともに、担当課にもフィードバックしていきたいと思えます。

それではここで、消費生活センター所長朝倉より、みなさまにご挨拶をさせていただきます。

沼津市広報広聴課消費生活センター所長の朝倉と申します。

みなさま、本日は長時間にわたり、沼津市消費者教育推進計画についてご協議いただきましてありがとうございました。

委員のみなさまにおかれましては、第1期の消費者教育推進地域協議会委員として、平成28年10月から今年度平成30年度末まで、就任していただき、本市消費者行政について、各方面からご意見を賜りましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

第1期委員での協議会は今回が最後となります。第2期の委員におきまして、委員の内訳についてはこれまで同様とし、現在、各団体様からの推薦等をもって、次年度以降の委員委嘱の準備を進めております。

継続して就任していただく委員のみなさまにおかれましては、次年度以降も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

また、他の委員のみなさまにおかれましても、これで終わりということではなく、今後も各主体での消費者教育実践者として、ご意見等ありましたら遠慮なく事務局へご連絡いただけると幸いです。

次年度の協議会については、本年夏頃を予定しております。役員の選出や、取り組み方針について、そして次期推進計画策定について協議いただく予定です。

今後とも、本市消費者行政について、ご理解ご協力をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の協議会を閉会いたしますが、最後に事務局よりご連絡がございました。

<事務局>

事務局からは2点、事務連絡をさせていただきます。1点目は、本日も出席いただきました委員の方には、委員報酬として、3,900円から所得税を引かせていただいた3,781円を後日口座に振り込ませていただきますのでご了承ください。

2点目は、お預かりした駐車券につきましては、減免処理をし、入口横の机にてご用意しておりますので、忘れない様にお気をつけください。

事務局からの連絡は以上です。お気をつけてお帰りください。